

感染症による出席停止と登校許可証について

児童が学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した場合、あるいは罹患している疑いがあるときは、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止の扱いになり、学校を休んでも欠席にはなりません。つきましては、「登校許可証」を病院へ提出し、主治医に必要事項を記入していただいたものを学校へ提出してください。同じ内容が記入されていれば病院指定の証明書でも構いません。

※登校する日は直接教室に行かず、証明書を持って保健室へ来て下さい。

感染症の種類		出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスでH5N1であるものに限る）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核 及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病：例）溶連菌感染症、伝染性膿痂疹、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、伝染性軟属腫（水いぼ）等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

登校許可証

・ 学校名：成蹊小学校 年 組 番

・ 児童名：

・ 生年月日： 平成 年 月 日

・ 病名： _____

・ 出席停止期間：

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記疾患が治癒または感染の恐れがなくなったため、

平成 年 月 日から登校可能と認めます。

平成 年 月 日

医療機関名：

住所：

医師名：

印